

事務連絡
令和6年10月28日

各団体の長 殿

山口労働局雇用環境・均等室長

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和4年に62.1%と、前年より3.8ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。また、山口県における令和4年における年休の取得率は49.1%と全国平均を下回っているところです。

このため、厚生労働省では、年休の計画的付与制度の導入促進を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行うなど、年休を積極的に取得する機運の醸成を図っているところです。

今般、その機運の醸成を図る一環として、地域が一体となってさらなる年休の取得促進に取り組んでいただきたく、地域の特色を活かしたポスター及びリーフレット等を作成しました。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットは、以下に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4>



(担当) 山口労働局雇用環境・均等室 企画係
TEL:083-885-0390 (内線 407) 伊勢屋

山口県では「こどもや子育てにやさしい休み方改革」がはじまりました!

年次有給休暇を活用して 新しい暮らしをはじめて みませんか?

年次有給休暇を取得して、
日々の疲れをリフレッシュしたり、家族と過ごしたり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。

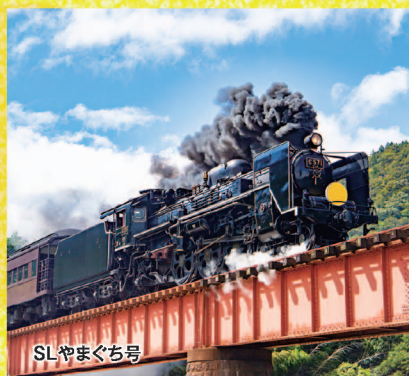
今年度より創設!

「こどもや子育てに
やさしい休み方改革」
月間(11月)

家族で
やま学の日



元乃隅神社の鳥居



SLやまぐち号



防府天満宮



角島大橋

山口県のこどもや子育てにやさしい休み方改革の主な取組

その
1

社会全体の機運醸成

「いい育児の日(11月19日)」を中心に、11月を「こどもや子育てにやさしい休み方改革」月間に制定しました。

その
2

職場環境づくり

こどもと過ごすための休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けて、育休・休暇の取得を推奨する企業を支援します。

その
3

休暇を家族で一緒に過ごす仕組みづくり

公立学校において、学校休業日以外でも家族とともに、校外で体験や探究の活動を考え、企画し、実行できる仕組み「家族でやま学の日」を創設しました。

その
4

家族で山口を楽しめるコンテンツの充実

平日でも遊べる観光コンテンツの充実や親子で平日に参加できる体験教室等の開催、公の施設の使用料免除などを実施します。

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい山口県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日

5日

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

15日

5日

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。